

取扱基準

事由	判断基準	期間
途中転居	通学区域の異なる地区に転居し、従前の学校へ引き続き通学を希望する場合	申出期間
転居予定	住宅の新築等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合	適当と認められる期間
留守家庭	保護者の就労状況等により、下校後に保護するものがなく、預かり先等がある区域の学校へ通学を希望する場合	申出期間
身体的理由	病気等の身体的理由で通学、通院の利便性、安全性について配慮する必要がある場合	申出期間
その他教育的配慮	いじめや不登校などにより在学への就学が困難と認められる場合	申出期間
	指定校変更の許可を受けている兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望する場合	
	その他特別な事情があり教育委員会が適当であると認める場合	適当と認められる期間